

# 説明資料

金融庁監督局保険課

## 【保険募集の定義について】

### ○保険業法 (定義)

#### 第二条 1～25 (略)

26 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

### (登録)

第二百七十六条 特定保険募集人  
(生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人(中略)をいう。以下略)は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

### ○保険会社向けの総合的な監督指針

#### II - 3 - 3 - 1 適正な生命保険募集態勢の確立

生命保険募集人が保険契約者の利益を害することがないように、生命保険会社は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下のような点について、生命保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。

#### (1) 生命保険募集人の採用・委託・登録

##### ① (略)

② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第276条に規定する生命保険募集人の登録を行っているか。

ア. 保険契約の締結の勧誘

イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明

ウ. 保険契約の申込みの受領

エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介

(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。

(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布

(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

③ 法人等に対し、登録を行わずに代理店委託を行う等により、法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか。

また、その措置は実行されているか。例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。

### ○ 募集形態の多様化

- 募集人ではない事業者が、手数料を得て、店頭で保険商品の募集文書を備え置く行為
- 比較サイトが、閲覧者を保険募集に誘導する行為

## 【代理店に係る規制について】

### ○保険業法

(登録の拒否)

**第二百八十九条** 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 二 禁錮以上の刑(中略)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(中略)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 四 第三百七条第一項の規定により第二百八十六条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(中略)又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(中略)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(中略)
- 五 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 六 申請の日前三年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者
- 七 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(中略)又は保険募集人(中略)
- 八 個人でその保険募集を行う使用者のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- 九 法人でその役員又は保険募集を行う使用者のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十 保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力を有しない者

(保証金)

**第二百九十一条** 保険仲立人は、保証金を主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

(保険仲立人の開示事項)

**第二百九十七条** 保険仲立人は、顧客から求められたときは、保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。

(保険仲立人の誠実義務)

**第二百九十九条** 保険仲立人は、顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならない。

(事業報告書の提出)

**第三百四条** 保険仲立人は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

**第三百五条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(業務改善命令)

**第三百六条** 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該特定保険募集人又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### ○ 乗合代理店に係る論点

- 一 推奨する商品の選定の適切性
- 一 乗り合う保険会社間の情報の共有(不祥事件、個人情報等)及び責任の範囲
- 一 保険仲立人制度との関係

### ○ その他

- 一 保険募集に係る業務の一部のアウトソース(テレマーケティング、募集管理業務等)
- 一 代理店主による保険料の着服事例の発生

## 【契約概要等について】

### 保険業法

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

**第三百条** 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（中略）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為（中略）をしてはならない。

- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
- 二～九 (略)

### 保険会社向けの総合的な監督指針

#### II - 3 - 3 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集

(2) 法第300条第1項第1号関係

- ① 保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。
- ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。  
なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

(注1) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。

(注2) 法第300条の2に規定する特定保険契約（以下、「特定保険契約」という。）については、法第300条第1項第1号の規定は適用されず、法第300条の2で準用する金融商品取引法（以下、「準用金融商品取引法」という。）第37条の3第1項に規定する書面（以下、「契約締結前交付書面」という。）を交付する必要があることに留意すること。

### ○ 被保険者の取扱い

商品例	保険契約者	被保険者
団体定期保険等	企業等の団体	団体の所属員
団体信用生命保険	金融機関	債務者
クレジットカード所有者向けの各種保険	カード会社	カード所有者
レクリエーション傷害保険	主催者	参加者
定期特約付終身保険 医療保険(個人向け)	個人	本人または親族
自動車保険	自動車所有者等	記名被保険者 許諾被保険者